

精神障害者早期退院支援事業について

【目的】

医療保護入院者の地域生活への移行の促進をめざし、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図るなど、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

【対象】

都内に所在する精神科病院

【実施内容】

○地域援助事業者等（注1）が医療保護入院者退院支援委員会等（注2）へ出席した際に、精神科病院が地域援助事業者等に支払った費用の助成

※注1 地域援助事業者及びその他の医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者をいう。

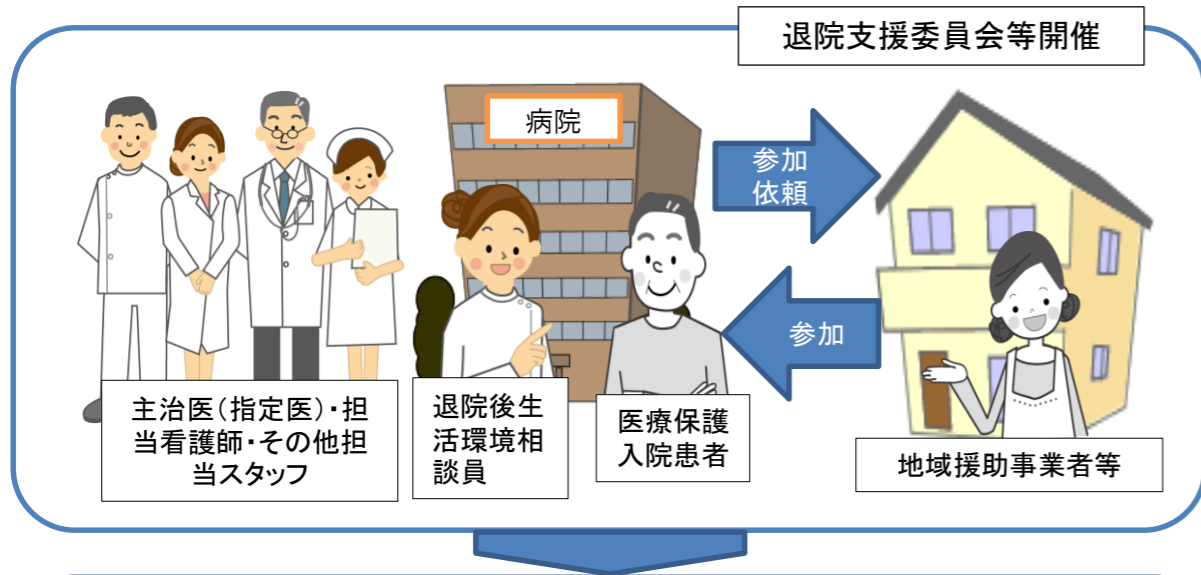
※注2 医療保護入院者退院支援委員会及びその他の医療保護入院者の医療保護入院期間中に地域生活に移行するために補助対象者が開催する会議をいう。

＜補助基準額＞ 1事業者あたり8,000円／1回

○医療保護入院者退院支援委員会等に地域援助事業者等が参加した際の事務手数料の補助

＜補助基準額＞ 1病院あたり8,140円／1日

退院支援委員会等開催



- 円滑な地域移行の促進
- 安定した地域生活の継続
- 医療と福祉の連携体制の強化
- 新たな社会的入院患者を作らない仕組みづくり

精神保健福祉士配置促進事業について

【目的】

精神科病院において、病院内外における調整や支援計画、医療と福祉の連携体制を整備する精神保健福祉士の配置を促進し、精神障害者の地域移行に必要な体制を整備することで、医療保護入院者が早期に円滑に地域生活へ移行できるよう支援する。

【対象】

精神病棟入院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟を有する都内病院のうち、国公立病院、大学病院、総合病院（100床以上）を除く病院

- ＜補助要件＞
- 質の向上のための人材育成研修を受講すること
 - 精神保健福祉士配置加算を算定していないこと
 - 精神障害者地域移行体制整備支援事業と連携を図ること 等

【実施内容】

○平成26年度：

医療保護入院者の早期退院に向けた病院内の連携体制を整備するための人材育成研修

○平成27年度～：

精神病棟入院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟において、専属で従事する医療保護入院者等の早期退院支援に関わる精神保健福祉士1人の人件費の補助

＜補助基準額＞ 1病院あたり、年間360万円限度

退院支援委員会等開催

